

多文化都市八戸文化芸術推進基本計画 第 1 部 ドラフト

【第 1 部の全体構成について】

<全体の見出し> 基本計画の策定にあたって

<各項目の構成（見出し）と内容>

【1】 計画策定の趣旨

【2】 文化芸術の範囲について

【3】 八戸地域の文化芸術に関する歴史

- ・「八戸市史通史編」を基に、当市の文化芸術に関する歴史を概観する。

【4】 国の動き

- ・平成 13 年文化芸術振興基本法以降の国の法整備の経緯を追い、その趣旨を概説すると共に、「まち・ひと・しごと創生法」に基づく「地方創生」の考えにも触れ、当該計画に反映するこれらを踏まえた方針を説明する。

【5】 当市の文化行政に係るこれまでの経緯

- ・平成 13 年の上記法整備以降の当市の動きとして、主に文化行政が市長部局の所管となった平成 20 年前後から現在までの当市の文化行政の経緯を概観する。

【6】 文化のまちづくりビジョンに基づく挑戦

- ・文化のまちづくりビジョン策定前後から取り組んだ当市の新しい文化芸術に関する取組と、今後に向けた展望を説明する。

【7】 市民アンケート等の結果

- ・市民アンケートの結果や、文化庁の「文化に関する世論調査」、関係者ヒアリング等から次の計画策定趣旨につながる論点を抽出し、グラフを交え解説する。

【8】 計画の基本理念及び施策体系等

- ・基本理念、計画遂行にあたっての取組方針、計画の位置づけ、計画期間、計画範囲、計画の見直しと進行管理、施策体系

【各項目別のドラフト】…以下が、計画に記載する内容の草稿（要点箇条書き）になります。

【1】 計画策定の趣旨

／平成 29 年 6 月に「文化芸術基本法」が改正され、地方における文化芸術の推進に関する計画の策定が努力義務として規定されたこと、また、平成 27 年 12 月策定の「八戸市文化のまちづくりビジョン」が推進期間を概ね 5 か年としていたことから、新たに当市における市民や民間団体、行政等による文化芸術に関する取組を推進するための基本的な計画を策定する。

／計画の名称に掲げる「多文化都市八戸」とは、活発に繰り広げられる市民の多様で特色ある自主的な文化活動を指し、平成 18 年秋に文化芸術活動を総合的に支援・推進することを検討するための自由な意見交換の場として設置された「多文化都市八戸推進検討会議」に遡る。

／本計画では、「多文化都市八戸」の推進を引き続き標榜し、当市の文化芸術の振興を図ることを目指す。

【2】文化芸術の範囲について

／本基本計画における文化芸術の範囲は、国の文化芸術基本法が対象とする範囲を基本とし、「多文化都市八戸」が掲げる文化理念である、芸術一般に関するものと、人々の暮らしや価値観、考え方など広い意味での文化を対象とする。

- 芸術一般（文学、音楽、美術、写真、演劇、舞踊、ダンス等）
- メディア芸術（映画、漫画、アニメーション等）
- 伝統芸能（雅楽、能楽、文楽、歌舞伎等）
- 芸能（講談、落語、浪曲、漫談、漫才、歌唱等）
- 生活文化（茶道、華道、書道、食文化等）
- 国民娯楽（囲碁、将棋等）
- 出版等（出版物、レコード・DVD等）
- 文化財等（有形無形の文化財とその保存技術）
- 地域における文化芸術（地域の文化芸術の公演、展示、芸術祭、地域固有の伝統芸能、民俗芸能等）

【3】八戸地域の文化芸術に関する歴史（基本的には項目の列記を中心とした記述）

／藩政時代

○八戸俳諧 ○八戸三社大祭 ○八戸えんぶり（藩政時代以前？） ○武術（神道無念流居合術）や騎馬打球 ○安藤昌益

／近現代

○作家の活躍 三浦哲郎、村次郎 ○美術作家の活躍 ○職場演劇・高校演劇の盛況
○八戸俳壇 ○鮫神楽などの神楽 ○音楽を中心とした市民文化の発展 吹奏楽、市民フィ
ル、合唱、市民創作オペラ、南郷ジャズ ○商工業振興のための行事 蕪島まつり、七夕まつり、菊まつりなど

／文化財

○合掌土偶等の国宝 ○縄文遺跡 ○根城史跡

【4】国の動き

／平成 13 年、文化芸術全般にわたる基本的な法律として「文化芸術振興基本法」が制定され、文化芸術の振興が国や地方自治体の責務として位置づけられた。

／平成 24 年には、「劇場、音楽堂等の活性化に関する法律」（以下、「劇場法」）が制定され、文化芸術を継承し、創造し、発信する場として文化ホール等を活性化し、実演芸術の振興を図るための法律が整備された。

／平成 29 年には、文化芸術振興基本法が「文化芸術基本法」に改正。文化芸術の固有の意義と価値を尊重しつつ、観光、まちづくり、国際交流、福祉、教育、産業などの各関連分野における施策との有機的連携が図られるよう配慮する視点が盛り込まれ、文化政策の対象領域が広がることが法に明記。

／更に、平成 30 年には「障害者による文化芸術活動の推進に関する法律」が、令和 2 年には、「文化観光拠点施設を中核とした地域における文化観光の推進に関する法律」が制定された。

／また、人口急減・超高齢化、更には東京一極集中という我が国の課題に取り組むことを目的とした「地方創生」の取組の基本目標の一つ「ひとが集う、安心してくらすことができる魅力的な

地域をつくる」の取組項目として、「文化によるまちづくり」が掲げられた。

／計画策定においては、こうした国における動きを踏まえながら、観光やまちづくりなど他分野との横断的な連携や、創造的文化活動の推進、社会包摂の観点を持ち誰もが鑑賞し、参加し、創造できる取組の推進などを盛り込むものとする。

【5】 当市の文化行政に係るこれまでの経緯

／平成 18 年度に有識者や市民による「多文化都市八戸推進会議」を設置。

／また、第 4 次八戸市総合計画までは、文化行政は教育行政の中の位置づけで、社会教育や生涯学習の観点から鑑賞機会や活動機会の充実に主眼が置かれていたが、平成 19 年度を初年度とする第 5 次八戸市総合計画において、「まちの魅力創造のためのプロジェクト群」の一つとして「文化活動の振興」が掲げられた。

／平成 20 年、上記推進会議では「多文化都市八戸推進のための提案書」を作成。「多文化都市八戸」の定義、多文化推進の 3 つの視点（八戸からの文化発信／文化の担い手育成／新しい文化の創造）を提案。

／同年には、文化行政が市長部局へ／多文化都市八戸推進懇談会設置（以下、「懇談会」）

／懇談会では、平成 22 年「はちのへアートのまちづくり提案書」を提出。

／「従来とは異なる視点から生活やまちに価値を見出すアートの視点が必要」として「アートのまちづくり」がうたわれる。また、目指すべき「まち像」（文化が薫る魅力あるまち／人やモノが集うまち／新しいモノを生み出すまち）と、3 つのプロジェクト（「そだてる」プロジェクト／「あつまる」プロジェクト／「つくる」プロジェクト）が提案される。

／平成 23 年「市民練習場の整備に関する提案書」

／懇談会において文化政策のグランドデザインが必要との議論があり、市が平成 27 年「八戸文化のまちづくりビジョン」策定。目指すべき都市の姿（文化芸術を通して市民が生き生きと心豊かに暮らせるまち、文化芸術の力を活用した魅力あふれるまち、八戸の実現）、3 つの基本方針（1 生活に文化芸術が溶け込む環境づくり／2 文化芸術がひらく八戸の未来づくり／3 文化芸術の創造性を活かしたまちづくり）を掲げ、まちづくりや地域課題への取組を意識したアートプロジェクト等の新たな事業の展開が目指された。

【6】 文化のまちづくりビジョンに基づく取組

／文化のまちづくりビジョンでは、文化芸術の創造性を活かしたまちづくりとして「アートのまちづくり」の推進を掲げ、多様な視点から地域資源を捉え、地域の誇りや新たな魅力を生み出すことや地域課題への取組として、アーティストや市民、事業者、行政など多様な主体の参加によるアートプロジェクトの実施を掲げ取り組んできた。

／そうした市民参加の下に取り組んだ文化芸術の力による地域活性化への取組が評価され、下記の評価を受けた。

○平成 26 年文化庁長官表彰（文化芸術創造都市部門 はっちが実施したアーティスト・イン・レジデンスなど）

○平成 28 年過疎地域自立活性化優良事例総務大臣賞（南郷アートプロジェクト）

○平成 28 年産業観光まちづくり大賞特別賞（八戸工場大学）

○平成 30 年ふるさとイベント大賞ふるさとキラリ賞（八戸工場大学）

※具体的なプロジェクトの紹介も併せて記載

／普段、美術館や文化ホールなどの文化施設等に足を運ぶ機会のない層、文化芸術に関心の薄い層も含めて多様な属性の市民や団体、企業等の参加を得ながら、文化芸術への関わり方、あるいは文化芸術を通じた地域への関わり方の新しい形を提示したこと

／また、埋もれていた、普段当たり前に思っている地域の文化、景観、人などに新たな視点から光をあて魅力や価値を再認識する契機をつくるなどしたことが、これらアートプロジェクトの成果であり、今後もこうした成果を踏まえ、分野横断的な文化芸術活動を推進する。

【7】 市民アンケート等の結果

／文化芸術への興味関心と活動など親しんでいるかどうか（文化庁、市民）。市民アンケートの結果 6 割が興味関心を持つ。また、25%が実際に活動。鑑賞について文化庁調査ではコロナ前 67%が鑑賞。コロナ後 42%に減とコロナの影響が大。

→活動や鑑賞機会確保のための取組が必要。

／文化芸術の振興と効果（文化庁、市民）について。

「地域社会・経済の活性化」50%、「子どもの心豊かな成長」36%、「生きる楽しみを見出せる」35%（文化庁）、「暮らしたい街・住みつけたい街になる」（市民）6 割弱がそう思うと回答

→定住や移住、経済や地域社会の活性化等のため文化芸術振興に取り組む必要

／文化芸術の社会包摂機能について知っているとの答えは 2 割弱

→戦略的取組の必要

／子どもの文化芸術体験（文化庁）と文化団体等の教育連携への期待（市民）

→子どもの文化芸術体験への期待が高いことと、文化団体等活動者の教育との連携への期待が高いことなどから、子どもの文化芸術体験機会づくりの仕組みが必要

／伝統文化や地域文化への関心が高い（市民）。伝統や地域文化の存在が地域への愛着や誇りとなると約 8 割が回答（文化庁）

→伝統・地域文化の継承、活用、参加などの必要

／施設や事業、政策の認知の低さ。認知している者や親しんでいる層の鑑賞参加機会が多い事や文化芸術への肯定的評価（市民）

→認知や参加が文化芸術への肯定的評価に結び付いている。認知を広げるための分かり易い広報戦略の必要。また、親しんでいない層から親しむ層へと誘引する戦略の必要

／情報入手の手段が若者とそれ以外で二極化

→複数媒体での分かり易い情報発信が必要

【8】 計画の基本理念及び施策体系等

／基本理念と施策体系及び計画期間など（前回までの提出資料参照 一部差し替えあり（別途送付））